

熊本県立技術短期大学校職員の教育・研究活動に関する指針

(趣旨)

第1条 この指針は、熊本県立技術短期大学校（以下「本学」という。）に勤務する職員（以下「職員」という。）の職務に関わる倫理の保持及び県民の信頼の確保に関し、熊本県職員行動規範によるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(基本的責任)

第2条 職員は本学の基本理念を尊重し、その実現に貢献するものとする。

- 2 職員は、本学内外において、本学の宣揚に努め、名誉及び信用を傷つける行為をしてはならない。
- 3 職員は、法令及び熊本県職員行動規範を誠実に遵守しなければならない。
- 4 職員は、本務に専念するとともに、本学の事業に積極的に協力するものとする。
- 5 職員は、本学の資産を適正かつ効率的に管理し、正当な業務のみに使用しなければならない。また、公私の区別を厳格にし、本学の資源等を私的利益のために用いてはならない。
- 6 職員は、相互に連携し、本学の円滑な運営に努めるものとする。
- 7 職員は、取引のある業者等との関係において、公正を期するものとする。

(教育・研究活動に当たっての行動基準)

第3条 職員は、技能や知識のみの伝授に留まらず、教育が人格的行為であることを自覚し、学生の信頼に応えるとともに、積極的に自己啓発に努めるものとする。

- 2 職員は、学生の技術習得意欲を高めるよう努力し、教育内容や方法においても学生の要望や志向を考慮し、助言を求められた場合は誠実に対応するものとする。
- 3 職員は、授業においては十分な準備と熱意を持って臨み、明瞭かつ触発的な授業を心掛けるものとする。
- 4 職員は、授業内容及び方法について常に点検するとともに、その改善に努めるものとする。
- 5 職員は、成績評価、単位認定については公正性を確保するものとする。
- 6 職員は、教育活動について、学生からの意見や批判に真摯に耳を傾け、誠実に対応するものとする。
- 7 職員は、学問探求の旺盛な意欲を持って広く価値ある研究に努め、その成果を教育と連動させていくことを目指すものとする。
- 8 職員は、教育・研究活動において高い倫理観を保持するよう努め、捏造、改ざん、盗用、悪用等のいかなる不正行為や反社会的行為も行ってはならない。また、学内外を問わず、研究費を不正に用いてはならない。
- 9 職員は、安全衛生に対する意識を高め、不測の事態に対して、迅速、的確に対処するものとする。特に、実験・実習においては、事故防止に万全を期すものとする。

10 職員は、個人情報の保護、業務上知り得た秘密の保持及び知的財産権の尊重に細心の注意を払うものとする。

(社会的責任)

第4条 職員は、本学の社会的責任を理解し、自らも社会人として、社会との接点を大切にし、その期待と信頼に応えるとともに、社会協力を惜しまず、地域社会との融合に努めるものとする。

2 職員は、本学の支援者、卒業生及び学生の保護者に対して敬意をもって接するものとする。

3 職員は、持続可能な開発目標（SDGs）を心掛けた活動を推進するものとする。

附則

この指針は、平成26年6月9日から施行する。

この指針は、令和3年8月18日から施行する。